

令和3年4月1日採用予定 横浜市会計年度任用職員
「こども家庭支援員（心理担当）」募集案内

1 業務内容

- (1) こども家庭にかかわる業務（実情把握、情報提供、相談対応、調整等）
- (2) 要支援・要保護児童、特定妊婦等への支援業務
- (3) 児童相談所等の関係機関との連携・協働
- (4) 心理アセスメントに基づく支援に関する所属内での調整業務
- (5) 子どもや保護者等の心理的側面からのケア
- (6) その他所属長が必要と認めること
- (7) その他職員に準ずる業務

2 勤務条件

- (1) 勤務時間
午前8時45分～午後5時15分
1日実働7.5時間（週30時間勤務）
- (2) 勤務日
月～金曜日のうち所属長が定める週4日
ただし祝日、年末年始の休庁期間（12/29～1/3）を除く
- (3) 勤務地
18区こども家庭支援課のいずれか

3 応募要件

- (1) 令和3年4月1日現在中学校卒業以上の方
- (2) 相談援助業務（電話・窓口・家庭訪問）ができること
- (3) パソコン基本操作（エクセル・ワードなどの入力、端末操作など）ができること
- (4) 資格要件
公認心理師、大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等

4 給与

- (1) 月額287,800円
- (2) 通勤手当 実費支給（ただし、上限あり（55,000円））
- (3) 期末手当（6・12月）
※ 退職手当の制度はありません。

5 身分

横浜市会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2）
※地方公務員法上の服務に関する規定が適用されます。

6 任用期間

任用された年度を基準として、単年度ごとの任用となります。
※勤務成績が良好な場合等、再度任用する場合があります。（最大4回）
※任用後1か月間は、条件付き採用となり、1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで、条件付き採用の期間が延長されます。

7 休暇

(1) 年次有給休暇 初年度 16 日 (最大 20 日)

(2) 特別休暇

【有給】夏季休暇 4 日 (6 月～9 月) 病気休暇 (20 日)、出産休暇、生理日休暇、結婚休暇、服忌休暇、社会貢献活動休暇、公民権行使休暇

【無給】子の看護休暇、短期看護休暇、育児時間、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業

8 社会保険

(1) 健康保険 全国健康保険協会 (協会けんぽ) に加入

(2) 雇用保険 加入

(3) 厚生年金保険 加入 ※年金受給中の方は年金支給額が減額になる場合あり

(4) 職員厚生会 任意加入 ※途中加入不可

9 採用日 (予定)

令和 3 年 4 月 1 日

10 兼職

本業務と別に職に就く場合は、「兼職届」の提出が必要です。

兼職を行う場合でも、本業務の職務に専念する義務があります。

11 その他

本件は、令和 3 年度予算が横浜市会において可決されることを停止条件とします。

※ 最新の情報は本市 HP で御確認をお願いします。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/saiyo-jinji/sonota-boshu/kaikeinendoninyou/kodomo/sinritantou.html>

【QR コード】



横浜市会計年度任用職員「こども家庭支援員（支援担当・虐待担当・心理担当共通）」

1 応募書類の提出について

(1) 提出書類

(2) 提出期限

郵送又は持参 (受付時間: 月～金 (年末年始・祝日を除く) 午前8時45分～午後5時)

(3) 提出先

2 採用選考について

- ・書類選考で第一次選考の可否を判定し、合格された方のみ第二次選考を受けていただきます。
- ・第一次選考の結果通知：合格された方にのみ、令和3年2月24日（水）までに順次電話でお知らせします。（電話に出られなかった場合は留守番電話に御連絡します。再度の連絡はいたしません。）
（お問い合わせにはお答えできません。可否にかかわらず結果通知を、後日全員の方に郵送します。）

(2) 第二次選考（論述・面接） ※詳細は一次試験に合格された方に文書を郵送します。

- ・会場：横浜市庁舎内会議室を予定
- ・持参する物：①筆記用具、②第一次選考結果通知、③資格要件として挙げている資格や免許の所持が確認できる資格認定証、免許証等の原本（ある方のみ）
- ・第二次選考の結果通知：合格された方にのみ、令和3年3月5日（金）に電話でお知らせします。（電話に出られなかった場合は留守番電話に御連絡します。再度の連絡はいたしません。）
（お問い合わせにはお答えできません。可否にかかわらず結果通知を、後日全員の方に郵送します。）

(3) 採用時健康診断

※現在、就職中の場合や役員の地位にある方は、必ず申込書に記載をお願いします。